苫小牧市監査委員告示第3号

平成26年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表について

平成26年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により平成27年5月22日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

平成27年5月25日

苫小牧市監査委員 玉川豊一

苫小牧市監査委員 松 井 雅 宏

苫行監第56号 平成27年5月22日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苫小牧市監査委員 松井 雅宏 様

苫小牧市長 岩倉 博**沛長印**

平成 26 年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告に基づく措置の通知に ついて

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知する。

別紙 指摘に基づき講じた措置

部局等	教育部各小中学校、第1学校給食共同調理場
指摘事項	郵便切手の保管枚数が不適切
事務概要	郵便切手は、各学校、各共同調理場が直接購入、使用して「切
	手受払簿」で管理している。
監査結果	平成24年度から25年度の郵便切手の払出し及び購入を切手受払
	簿で確認したところ、小中学校全体では払出金額を上回る購入実
	績であった。
	小中学校6校と第1学校給食共同調理場については、24年度中
	の払出金額の2倍以上を年度末に保管しており、更に25年度末の
	保管残高を増やしているケースも見受けられた。
	郵便切手は金券と同様であり、公金としての取扱いを再認識し
	て適切な購入、保管に努めるべきである。
指摘に対する措置	【各小中学校】
	全校に郵便切手の性質及び適切な購入、保管に努めるよう通知
	したほか、平成27年度の予算配分に先立ち、保管切手の種別、枚
	数などの実態調査を行った。予算の配分においては、調査結果に
	基づき、必要に応じて予算額減額の調整を行った。
	【第1学校給食共同調理場】
	今後は、郵便切手の適切な管理を徹底し、必要に応じた最小限
	の購入に努める。

部局等	教育部美術博物館、健康こども部青少年課
指摘事項	時間外・休日勤務命令簿の事務処理が不適切
事務概要	労働基準法第 34 条及び苫小牧市一般職の職員に関する条例第
	13 条において、勤務時間が6時間を超える場合においては45分、
	8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、勤務時間の
	途中に与えることと定められている。
監査結果	週休日における時間外勤務について、6時間を超える連続勤務
	が複数件あり、いずれも休憩したことは明記されていなかった。
	業務内容により、やむを得ず休憩時間を確保できない場合も考
	えられるが、職員の健康保持の観点からも、関係法令の定めると
	ころにより適切に対応すべきである。
指摘に対する措置	平成27年4月8日付けで総務部給与厚生課から「時間外・休日
	勤務命令簿の記載について(通知)」を発出し、適正な休憩時間の
	確保及び確保できない場合の命令簿への理由明記を通知した。
	指摘を受けた部局の対応は以下のとおり。
	【美術博物館】
	休日勤務の業務内容の見直しを行い、6時間を超える場合にお
	いては必ず休憩時間を確保できるスケジュールの組み立てを行う
	など、内部で協議し、周知・徹底をしていく。
	【青少年課】
	時間外・休日勤務命令時には、法定の休憩時間を確保する勤務
	体制とし、やむを得ず休憩時間を確保できない場合には、時間外・
	休日勤務命令簿に理由を明記することとする。
	なお、放課後児童支援員については、やむを得ず休憩時間を確
	保できない場合の理由が同一であることから、記載省略の決裁の
	写しを命令簿に添付することとし、都度の記載を省略することと
	する。

-	
部局等	選挙管理委員会事務局
指摘事項	委託業務の発注事務処理が不適切
事務概要	第17回苫小牧市長選挙において、市長選挙投票所設営及び解体
	業務4件と開票所設営及び解体業務1件の業務委託を一者特命随
	意契約で5社に発注している。
監査結果	投票所・開票所設営及び解体業務の委託契約が過去の実績や機
	動性、地域周辺環境の熟知等を理由に、長年にわたり同一5社と
	一者特命随意契約を続けている。しかし、過去からの慣例や実績
	だけでは、競争を排除して特定の一者と随意契約する理由として
	は不十分である。
	業者選定に当たっては、公正で透明性の高い契約手続を確保す
	るためにも、他者の参入の可能性を検討すべきである。
指摘に対する措置	公正で透明性の高い契約手続の確保のため、他の業者が参入で
	きる方法について調査・検討し、平成28年参議院議員通常選挙か
	らの改善を目指す。

意見の概要

公の施設の指定管理者から市に提出される事業報告書について

意見の内容

公の施設の指定管理者は地方自治法第 244 条の 2 第 7 項により毎年度終了後管理 業務に係る事業報告書を市に提出しなければならないとされており、事業報告書に は収支状況報告書が含まれている。収支状況報告書は当該施設に係る収支を報告す るものであり、一般管理費や消費税も含まれている。ここで一般管理費として想定 しているのは指定管理者の本社等で必要となる間接経費である。

一般管理費、消費税いずれも指定管理者である事業者の全体分を何らかの基準に よって当該施設分として配分された額が記載されることになるが、決められた配分 の基準というものがなく、部門ごとに配分しなければならない理由がすべての事業 者にあるわけでもない。

指定管理者を公募する際に市が示す基準管理費用や事業者が応募する際に指定管理費の根拠として市に提出する収支計画書においては、収支の全体を示す必要があり、間接経費である一般管理費や消費税をそれぞれ一定の基準で想定することは当然であるが、「決算」としての収支状況報告書においては直接経費のみで不都合があるだろうか。検討を望むところである。

また、この事業報告書の一部として指定管理者の経営状況を説明する資料(損益計算書、貸借対照表等)(以下「財務諸表」)の提出も求めている。その理由として「(財務諸表)は、厳密には(当該施設の)管理業務に係るものではありませんが、法人等の経営状況は施設の管理業務に影響を及ぼすものであることから、提出を求めることとしています。」と苫小牧市公の施設の指定管理者の指定等に関する指針に記載されているところである。

しかし、この度の監査対象部局が所管する施設の指定管理者 15 団体から、財務諸 表が提出されている例はなかった。また、事業報告書の提出期日は年度終了後 30 日 以内となっているが、指定管理者の決算時期は必ずしも 3 月末ではなく、 3 月末で あったとしても 30 日以内の正式な財務諸表等の提出には厳しいものがあるのでは ないか。財務諸表の確実な提出と提出期日の再検討を求めたい。

担当部署

総務部行政監理室

意見に対す る措置

監査意見を受け、収支状況報告書の決算額については、間接経費を計上する必要はないものと整理し、指定管理者制度導入施設所管課に対し、施設の管理運営に係る直接経費のみの決算額が計上された収支状況報告書の提出を求めるように通知した。

また、指定管理者制度導入施設所管課に対して、法人の決算が確定次第、財務諸表の提出を求めるように通知した。

あわせて、指針等に財務諸表の提出を求める時期を『法人等の決算が確定次第』 とする文言を追加した。

意見の概要	指定管理施設での私用電話料の収納について
意見の内容	施設利用者が支払う私用電話料の収納は市の職員(現金取扱員)が行っている。
	施設の電話は市が設置したものであり、それを施設利用者に使用させたときの実費
	収入は市の収納金であるという考え方に基づいている。
	多くの指定管理施設では地方自治法、条例の定めにより、施設の使用料は利用料
	金として指定管理者の収入としている。その一方で、極めて少額であると思われる
	私用電話料を市の職員が施設に出向いて回収している実態には首を傾げざるを得な
	い。徴収や収納を私人に委託できる歳入は法令で限定されており、私用電話料はこ
	れに該当しないため委託という手法は取れないが、市の職員がわずかな金額の回収
	に出向くといった実態を解消する何らかの方策はないのか。検討をお願いしたい。
担当部署	総務部行政監理室
意見に対す	指定管理者制度導入施設における私用電話料の収納については、現在、各所管課
る措置	において取扱いが異なる状況であるが、私用電話料は指定管理者の収入とする方向
	で対応策を検討する。

意見の概要	市営住宅管理人による収納金の現金出納員への引継ぎについて
意見の内容	市営住宅の使用料は9か所の市営住宅の管理人事務所でも収納しており、収納日
	に各事務所の管理人(現金取扱員)が1人で市役所まで搬送し住宅課長(現金出納
	員) に引継ぎしている。日により地区により金額は様々であるが、少なくとも搬送
	する金額が高額になる場合には事故の未然防止のため何らかの対策が必要ではない
	だろうか。
担当部署	都市建設部住宅課
意見に対す	住宅管理人による住宅家賃の現金引継は、収納金額が高額になる場合は収納係に
る措置	連絡し、その指示のもと複数人体制で管理人事務所から市役所へ現金を搬送するこ
	ととする。
	今後さらなる事故防止策について、引き続き検討していく。